

## 「学習憲法学」と

## 「憲法基本問題の研究」

田 畑 忍

### (一)

この一年間に出版された憲法関係の論著の中から、ここでは、「学習憲法学」（黒田了一）と「憲法基本問題の研究」（一円一億）の紹介をしたいと思う。

### (二)

黒田了一教授の「学習憲法学」（A六版四百頁、法律文化社）は、「庶民の英知がきわめてすぐれたものであること、そしてまた真実の学問は、必ずや庶民の心をゆりうごかし、その理解をふかめうるにちがいないと確信して」、著わされたものである。この憲法学の一特色は、「憲法学方法論・憲法学史」をはじめ、「憲法政策学・憲法社会学・憲法史学」、とくに「比較憲法学」などにまで、考察の視野を広めているところにある。が、決して「憲法解釈」の面をおろそかにしているものではなく、ただ解釈が日本国憲法の全体に及んでいない憾みがあるだけである。しかし、日本国憲法の重要な部分については、もちろん

十分な、そして鋭い解釈学的考察をされていることを否定し得ないであろう。

序論として、「憲法学習の必要性」を説いている中で、併せて、国民が憲法にどれだけ関心を寄せ、どれだけ理解しているかについて、教授は世論調査を材料に実証的な研究を示されている。また余白を利用して、諸家の見解を縦横に載録されているのも其の特色であり、図表などをふんだんに入れているのも、他の憲法書には見られないところである。

第一講「憲法の意義とその種類」では、憲法の世界史的動向についての説明もされている。また「憲法の社会・経済史的な分類」の箇所なども興味ふかく読みごたえがする。

教授の憲法の研究方法の最も闡明にされているのは第二講「憲法学習の方法」であろう。特に教授は、学習の基本的態度として、伝統の尊重と伝統の克服を強調されている。わが憲法学界の三潮流として、旧歴史学派と立憲学派と社会主義学派とを区別されているあたりは、教授得意の憲法学史論であって、更に精緻な分析を期待せざるを得ないところである。

第三講「日本国憲法成立の事情とその評価」は、日本国憲法史の展開であって、日本国憲法の制定について、法学的には条約憲法説をとり、政治論的には世界史的必然説をとっているが、ここにも、教授の憲法学の面目を見ることができよう。

第四講以下がこの著書の本論をなしている。先づ、第四講「平和憲法の法構造」は、憲法第九条の法社会学的方法論による解釈であるが、「参考」書きのところで、戦争放棄の発案者は誰

かについての必要な資料をよく整理しまとめている。次に、第五講「民主憲法の法構造」は、主として国民主権論であるが、条約と憲法の関係の問題を扱っており、条約優位説を斥け、また憲法優位説にも疑問を投げかけている。そして、第六講「自由憲法の法構造」が、基本的人権論になっている。ここでの教授の力説の一つは、公共福祉理論に対する批判であり、力説の他の一つは婦人の人権を強調されている点であって、我々は前者に教授の社会主義学派たるゆえんを見、後者に教授のフェミニストであるゆえんを知ることができよう。

結論になっているのが、第九講「憲法保障の法構造」である。それは憲法裁判制度論と憲法改正論の二章を以て構成されている。この両論に於ても、教授の綿密にして鋭い憲法社会学的な法論が駆使されている。のみならず、その護憲意識の横溢を感得せざるを得ない。教授は、改正と改悪を言葉の上では峻別されていないが、改悪計画に強く対決した心構を以て執筆されていることは、憲法調査会に対する其の批判を見るだけでも明らかだ、と言えよう。

巻末の日本国憲法実施十三年（二十二年→三十四年）年譜も、この著書の行きとどいた著作であることを、ありがたく感じさせるところである。

### (三)

黒田教授の分類に従えば、立憲学派中の京都学派に属する一円一億教授の「憲法基本問題の研究」（A六版二七四頁、弘文

堂）は、四つの論文（第一章憲法解釈の法理、第二章天皇の地位、第三章戦争の放棄、第四章憲法改正の法理）より成り立っている。

教授は、この論文集出版の目的について、戦後の十年ほど、法学の方法についての無自覚を露呈した時期はない。……そこには、混乱そのものが存在している。多くの法学者、殊に社会学や目的法学や政治学的法学などと目されるような傾向の人々までが、法学といえ、やはりこれを解釈法学であると、殆んど盲目的に思い込んでいる。そして問題を、解釈の結果の好都合かどうかの問題として争っている。だから、時には制規（法規）を厳格に解釈したり、時には制規を無視したりする。

時には制規の厳格解釈に論拠を求めて他を論難し時には社会の要求を吹聴して、それに論拠を求めて争うのである。……しかし解釈は、右のようにただ結果の都合・好都合を目的として、どのようなにも構成されてよいものであろうか。わたくしは、このような戦後の傾向を、黙過することができなかった」と言っている。ここでは、私（田畑）は、本書中の第一論文と第四論文とを紹介しながら、若干の批評を加えることにしよう。

第一論文（「憲法解釈の法理」）では、著者は、憲法解釈の対象と方法についての態度を論じ、何が正しい解釈の方法であるべきかということ、適用と解釈との概念を比較しながら明らかにして、適用は解釈通りにすべきかに論及している。

著者の立場は、もちろん解釈に於ける論理主義であって、「法（制規）の解釈は、もしそれが所与の物象——表現しない

表出——に即して行われる限りは、必ずや、正確を期し得るものでなければならぬ」とし、これを真正解釈（純粹解釈）と言ひ、歪曲解釈（修補解釈）を否定して、解釈の一義性・客観性への到達の可能性を肯定する。そして、それは、「適用を離れて、制規に則してなされるときに、より正鵠を得易い」と言われている。

そして、次の如き強い言葉を以て、自由法学や社会法学を非難される。曰く「こんにちほど、法学の墮落しているときはないであろう。「条文は何とでも説明がつく、いいくるめさえすればよい」という風が、こんにちの法学者には、余りにも多いのではなからうか。法学は、規範の学であり、ジャスティスの学であるというのは、昔のことであつて、こんにちではすでに、三百代言学であり、詭弁の学にさえ墮落している」と言ひ、「法学は、詭弁の学から、みずからを解放しなければならぬ。目前の運用技術の巧みに眩惑されることなく、真実と冷徹な論理に基礎を置く、正々堂々たる学問にまで、立ち還らなければならぬ」。

第四論文（「憲法改正の法理と日本国憲法改正の限界」）に於ては、教授は憲法の改正とは、憲法の意識的変更であるとし、外形的側面としては、「前の「憲法制規」の規定する事項を後の「憲法制規」において意識的に変更すること」であり、「文言の変更が、正当であるかどうかは」問題ではなく、ただ「改正のときに現に存する法に照らして合法的な状況の下に、後の憲法制規のなかにおいて、意識的に変更する」ことである」とされる。

すなわち、改正と改悪の區別を立てない見解である。

従つて、私（田畑）の改正改悪峻別論を「特異な注目すべき主張」であり、自説もこれに近似するところがあるとし乍ら、批判される。すなわち教授の批判の基調は、改正か改悪かは客観的には分らないとする不可知論に立つものである。

また改正内容限界説を斥け、超実定法的改正説をも排し、結局、「法はその後法によつていかようにも変更され得る」と言う無限界説の原理を採用され、従つて憲法の名称も、前文の規定も、改正手続も、その手続によつて変更し得るものであり、いかようにも変更することができる。しかし、憲法制規が或る条文について、また内容について、改正を許さぬとする場合には改正ができない、とする改正無限界説を取られるのである。

すなわち、それは佐々木博士の立場に似ているのであるが、日本国憲法については、「(1)前文第一項中の国民主権主義を含む民主主義の原理、(2)第九条第一項の、国際紛争解決の手段としてなされる戦争、武力による威嚇、又は武力行使の放棄、(3)第三章中に列挙した各種の基本的人權の保障、以上の事項を変更すること憲法改正は許されないとするのが、「日本国憲法」の規定する改正の限界である。しかしながら、右のほかには、改正を許さぬとする事項は、日本国憲法のなかには存しない」とされるので、佐々木博士の見解から離れて却つて改正限界説に一致することになっている。つまり、第一点については「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」との規定、第二点及び第三点については「永久」の語句を根拠

にされて、右の如き主張をされるのである。

不可知論的に改正改悪の区別のできないことの主張は、一般に行われているところであるが、不可知論が正しいか、歴史的発展論が正しいか、と言うことが結局問題の岐れ目であるが、私は不可知論を正しいとは思えない、のみならず、歴史的発展論の立場に立つことなくしては改正の法意は理解することはできない、と考えるものである。

(四)

私とは学説的に多少の相異はあるが、護憲という共通の立場に立って、立派な憲法書を出版された黒田教授と一円教授とに衷心の敬意と感謝の意を表しつつ、及ばず乍ら私も、両教授とともに憲法擁護のために愈々不断の学問的努力をつづける決意を新たにしたい、と思うものである。